

# 千葉市要保護世帯緊急援護資金貸付金事務取扱要領

## 1 趣旨

この要領は、千葉市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、貸付の実施に関し必要な事項を定める。

## 2 目的

本市で生活保護を申請している要保護世帯であって、緊急のため扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を援助する必要がある世帯に対し、要保護世帯緊急援護資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、これらの世帯の生活の安定を図ることを目的とする。

## 3 貸付の対象世帯

要綱第2条に定める貸付の対象世帯は、生活保護の申請中の世帯で、生活が著しく困窮しており、扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を援助する必要があると区社会援護課長（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課長又は社会援護第二課長）が認める世帯とする。

ただし、原則として生活保護申請時において、以下の状況にある世帯は貸付の対象から除くものとする。

- (1) 社会福祉協議会の緊急小口資金を利用でき、かつ緊急小口資金の貸付が行われるまでの間の生活費がある世帯。
- (2) 無料低額宿泊所入所者、入院患者及び介護施設入所者など、食事等の提供が受けられる状態にある世帯。

## 4 貸付の額

要綱第3条に定める貸付の額は、区社会援護課長（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課長又は社会援護第二課長）が、資金の貸付を受けようとする世帯（以下「申請世帯」という。）の困窮の程度や世帯状況に応じ、必要と認める額とする。

## 5 資金の運用

資金の運用は、区社会援護課（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課）において行う。

## 6 資金の管理

資金の管理は、区社会援護課長（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課長）

名義の預金口座により行う。

ただし、直ちに貸付を行う必要がある事態に備え、必要な最小限の範囲内で現金による保管を行うことができるものとし、現金は区社会援護課（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課）内に設置された、施錠可能な金庫により管理を行う。

## 7 貸付の手続き

- (1) 区社会援護課長（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課長又は社会援護第二課長）は、申請世帯から、「要保護世帯緊急援護資金貸付申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を受理する。

申請書を受理したときは、申請書に受理番号を付すものとする。

- (2) 区社会援護課長（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課長又は社会援護第二課長）は、申請書を受理し、内容を審査した結果、貸付の必要が認められた場合は、貸付額を決定したうえで、申請世帯に「要保護世帯緊急援護資金貸付承認書」（様式第2号）を交付し、貸付の必要が認められない場合は、申請世帯に「要保護世帯緊急援護資金貸付不承認書」（様式第3号）を交付する。

ただし、資金の貸付の必要が認められた場合は、世帯の状況を勘案したうえで、必要に応じて資金を複数回に分割して交付することができるものとし、要保護世帯緊急援護資金貸付承認書に交付する回ごとの年月日及び金額を明示するものとする。

- (3) 区社会援護課長（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課長）は、前項により貸付承認書を交付した世帯から「要保護世帯緊急援護資金借用書」（様式第4号）（以下「借用書」という。）を徴したうえで、資金の貸付を現金による窓口払いで行うものとする。

ただし、前項ただし書きにより資金を複数回に分割して交付する世帯については、資金を分割して交付する回ごとに、分割して交付する金額を記載した「借用書」を徴したうえで、資金の貸付を行うものとする。

## 8 償還の手続き

- (1) 区社会援護課長（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課長）は、資金の貸付を受けた世帯（以下「貸付世帯」という。）に対し貸付を行ったときは、速やかに調定を行ったうえで、貸付世帯に対し納入通知書を発行し通知する。
- (2) 貸付世帯のうち、生活保護の開始が決定された世帯は、最初の扶助費支給のときに、貸付を受けた額を納入通知書により一括償還させるものとする。
- (3) 貸付世帯のうち、生活保護申請の却下が決定された世帯、又は生活保護申請を取り下げた世帯は、速やかに貸付を受けた額を納入通知書により一括償還させるものとする。

## 9 台帳の管理

- (1) 区社会援護課長（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課長）は、資金の貸付を行ったときは、その内容を速やかに「要保護世帯緊急援護資金貸付台帳」（様式第5号）及び「要保護世帯緊急援護資金貸付金債権管理簿」（様式第6号）へ記載し、管理しなければならない。
- (2) 区社会援護課長（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課長）は、貸付を行った世帯から資金の償還があったときは、その内容を速やかに要保護世帯緊急援護資金貸付台帳及び要保護世帯緊急援護資金貸付金債権管理簿へ記載し、償還完了の確認を行わなければならない。

## 10 事業の報告

区社会援護課長（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課長）は、毎月の資金の運用状況について、翌月10日までに「要保護世帯緊急援護資金貸付状況報告書」（様式第7号）を、保護課長に提出する。

附則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

様式第 1 号

要保護世帯緊急援護資金貸付申請書

(あて先)  
 千葉市長

年 月 日

千葉市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱第 5 条第 1 項の規定により、緊急援護資金の貸付を申請します。

なお、貸付を受けた緊急援護資金については、下記の償還予定年月日に全額を一括償還します。

(申請者) 氏名 (※) 住所	(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
貸付申請額	金 _____ 円
申請理由	最初の生活保護費が支給されるまでの生活費として
償還予定年月日	(1) 生活保護の開始が決定されたとき 最初の生活保護費受領日 (2) 生活保護申請の却下が決定されたとき (3) 生活保護申請を取り下げたとき

..... (ここから下の欄には記入しないでください。) .....


決 裁 欄	課長	補佐	係長	係	給付	決 定 内 容	貸付可 ・ 貸付否	
							貸付 金額	円
	決裁日		年 月 日			受理番号	—	

様式第2号

要保護世帯緊急援護資金貸付承認書

年 月 日

様

千葉市長 

年 月 日付けで申請のありました緊急援護資金の貸付について、下記の条件を付して、千葉市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱第5条第2項の規定により、承認します。

1 貸付承認額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 貸付の条件

- (1) 当該貸付金は、毎日の生活費にあてる資金として貸し付けるので、計画的な消費に努めること。
- (2) 償還予定年月日に確実に返済すること。

3 千葉市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱第5条第3項の規定による分割交付の有無

有 ・ 無

分割交付回数	回	交付予定日	交付予定金額
第	回	目	円
第	回	目	円
第	回	目	円
第	回	目	円
第	回	目	円


担当：

様式第3号

要保護世帯緊急援護資金貸付不承認書

年 月 日

様

千葉市長 

年 月 日付けで申請のありました緊急援護資金の貸付について、下記の理由により不承認とします。

記

不承認理由

担当：

様式第4号

要保護世帯緊急援護資金借用書

(あて先)  
千葉市長

年 月 日

千葉市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱第5条第2項の規定により承認のあった緊急援護資金として、下記金額を借用しました。

なお、貸付を受けた緊急援護資金については、下記の償還予定年月日に全額を一括返済します。

(借用者) 氏名(※) 住所	(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
借用額	金 _____ 円
償還予定年月日	(1) 生活保護の開始が決定されたとき 最初の生活保護費受領日 (2) 生活保護申請の却下が決定されたとき (3) 生活保護申請を取り下げたとき

受理番号	—
------	---

様式第5号

年度 要保護世帯緊急援護資金貸付台帳

区 課

番号	地区担当	ケース番号	氏名	貸付金額	貸付年月日	償還予定 年月日	償還年月日	償還 確認印	備考
1	—			円					
2	—			円					
3	—			円					
4	—			円					
5	—			円					
6	—			円					
7	—			円					
8	—			円					
9	—			円					
10	—			円					



保護課長 様

課長

要保護世帯緊急援護資金貸付状況報告書

千葉市要保護世帯緊急援護資金貸付金事務取扱要領第10の項に基づき、  
年 月分の運用状況について報告します。

記

1 貸付実績 ( 年 月中貸付分)

受理番号	貸付年月日	世帯区分	貸付金額
			円
			円
			円
			円
			円
合 計			円

2 償還実績 ( 年 月中償還分)

受理番号	貸付年月日	世帯区分	償還金額
			円
			円
			円
			円
			円
合 計			円

※世帯区分欄は、単身世帯は「単」、2人世帯は「2」、3人以上世帯は「3」と記載すること。